

講座コンテンツ申請ガイド

➡ 新規講座の場合

講座コンテンツへの申請には、以下の書類が必要となります。

再開講の申請につきましては、3ページ目の【再開講の場合】をご覧ください。

【提出書類】

提出書類	カテゴリI	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ
①講座コンテンツ申請書	•	•	•
②MOOC 講座のシラバス(注 1)	•	•	•
③講座担当者が所属大学で担当する、申請講座	•		
に対応する授業科目のシラバス			

※カテゴリについて:

- ▶ カテゴリ I 大学が提供する大学通常講義相当の講座
- ▶ カテゴリⅡ 専門学校・高専が提供する講座、公的研究機関推薦講座 学会推薦講座
- ▶ カテゴリⅢ カテゴリⅠ・Ⅱ以外の講座(大学が提供する特別講座・公開講座相当の講座、企業等が提供する講座等)
 - (注1) ②のシラバスについては、以下の項目を明記下さい。
 - ▶ 必須項目
 - (1) 講座名
 - (2) 開講期間
 - (3) 講座内容(400文字程度)
 - (4) 各週の学習内容
 - (5) 課題内容
 - (6) 修了条件
 - (7) オプションの有料サービス提供の有無。有の場合は内容を記載(対面学習コース、書籍の販売等、有料サービス提供をされる場合は、サービス内容と金額をご記入ください。)



▶ 任意項目

- (8) 目的
- (9) 到達目標
- (10) 前提条件
- (11) 複数教員が担当する場合は役割分担
- (12) 対面授業(反転学習を含む)内容 ※実施する場合

【申請書送付先】

メールに提出書類を添付の上、下記まで送付下さい。

- ➤ 宛先: secretary@jmooc.jp
- ▶ メール件名:講座コンテンツ提供申請

【申請書ご提出後のフロー】

- 1. 毎月第二・第四金曜日〆切:申請書・添付書類を受付後、認定委員会にてコースカテゴリ審査 をいたします。
- 2. 翌週金曜日に事務局よりご担当者様に確認通知書による審査結果のお知らせ後、「MOOC 開講に 関する覚書」を締結させていただきます。

【助成金について(助成該当学校のみ)】

講座制作・運用に関わる費用が確定しましたら、「講座開講助成金使途明細書(サンプルフォームあり)」を事務局にお送りください。事務局企画会議で承認後、「助成金交付決定通知書」にて支払日のご連絡を致します。

※お支払いは原則として講座開講後ならびに使途明細提出後の翌月末とさせて頂きます。

資料の不足または不備があった場合、審査の通常フローから外れ、審査結果が遅れる場合があります。記載事項・必要書類など必ず最終確認のうえ、ご申請下さい。



➡ 再開講の場合

再開講への申請には、以下の書類が必要となります。

【提出書類】

提出書類	カテゴリI	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ
①講座コンテンツ申請書	•	•	•

【再開講にあたってのお願い事項】

- 1)前回の課題(見直せる事項等)が反映されていること
- 2)各課題内容の一部が変更されていることが望ましい (任意事項)

(例:選択肢の番号を変えるなど)

- 3) 講義の構成が一部でも変更となった場合は、新規講座扱いとなる。
- 4) 前回から開講するプラットフォームが変更となった場合新規講座扱いとなる。
- ※(3)(4)に該当する場合は、必ずコース認定委員会への申請が必要です。新規講座の申請ガイドに 準じてご対応をお願い致します。覚書の締結も必要となります。
- 5) 再開講助成金対象講座については①、②の基準を満たした講座とします。
- ①新規で作成してから3年以内の講座。ただし、改訂している講座は、この限りではありません。
- ②原則、1年にトータル6ヶ月以上開講予定の講座。

【申請書送付先】

メールに提出書類を添付の上、下記まで送付下さい。

➤ 宛先: secretary@jmooc.jp

▶ メール件名:再開講申請

【申請書ご提出後のフロー】

- 1. 申請は随時受け付けます。申請書受領後、審査をいたします。
- 2. 5 営業日以降に事務局よりご担当者様にメール通知による審査結果のお知らせをさせていただきます(助成金申請講座については、事務局企画会議での承認後、お知らせいたします)。



【助成金について(助成該当学校のみ)】

再開講に関わる費用が確定しましたら、「講座開講助成金使途明細書(サンプルフォームあり)」 に領収証のコピーを添えた請求書を事務局にお送りください。事務局企画会議で承認後、「助成金 交付決定通知書」にて支払日のご連絡を致します。

※お支払いは原則として講座開講後ならびに請求書提出後の翌月末とさせて頂きます。

資料の不足または不備があった場合、審査の通常フローから外れ、審査結果が遅れる場合があります。記載事項・必要書類など必ず最終確認のうえ、ご申請下さい。